

倫理規程

<前文>

風に立つライオン基金（以下、この法人という。）は、公共の福祉の増進に寄与することを設立の目的として、一貫した事業活動が続けてきた。

この法人が設立されて以来、多くの市井の人々の共感と協力を得、善意の浄財が連日寄せられているが、この法人は、常に、我が国社会における非営利セクターの役割とは何かを自問し、公益活動を担う団体としての責任を痛感して、自律的で創造的な活動を一層推進し、日本中、世界中で公共の福祉の増進の為に活動を続ける多くの同志たちを支援し、協働して行かなければならない。

このような認識の下、この法人は、厳正な倫理規範に則り、公正且つ適正な事業活動を行う為に、自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとする。

この法人のすべての役職員は、その社会的使命と役割とを自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

<本文>

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 この法人は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第2条 この法人は、常に公正且つ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第3条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

（法令等の遵守）

第4条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守して、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

（私的利益の禁止）

第5条 この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

（利益相反の防止及び開示）

第6条 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示、その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

（特別の利益を与える行為の禁止）

第7条 この法人の役職員は、特定の個人または団体の利益のみを増大する活動を行う者に対し、寄付その他の特別な利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図る為、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、会員、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すと共に、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第10条 この法人の役職員は、公益事業活動の能力向上の為、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第11条 この法人は、必要あるときは、評議員会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督して、その実効性を確保する。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。(平成 28 年 6 月 30 日評議員会議決)

この規程は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。(令和 5 年 5 月 26 日評議員会議決)